

令和5年第2回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和5年6月7日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 5 号	専決処分の報告について（訴えの提起について）	1
報告第 6 号	令和 4 年度一般会計継続費繰越計算書の報告について	3
報告第 7 号	令和 4 年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	4
報告第 8 号	令和 4 年度国民健康保険大正診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	5
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
議案第 3 7 号	三島キャンプ場整備工事（建築主体）請負契約の締結について	8
議案第 3 8 号	窪川中学校トイレ改修工事（建築主体）請負契約の締結について	10
議案第 3 9 号	窪川中学校トイレ改修工事（機械設備）請負契約の締結について	12
議案第 4 0 号	消防ポンプ自動車の売買契約の締結について	14
議案第 4 1 号	四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第 4 2 号	四万十町税条例の一部を改正する条例について	18
議案第 4 3 号	四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について	28
議案第 4 4 号	令和 5 年度四万十町一般会計補正予算（第 2 号）	別冊

■報告第5号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

【要旨】

学校給食費等滞納者に対し、以下のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第6項の規定により令和5年5月30日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【事件の概要】

四万十町内の小学校及び中学校に在籍していた児童及び生徒の学校給食費に係る平成29年10月から令和4年3月までの滞納について、再三にわたり催告書を送付し請求してきたが納付されず、本町と交わした分割納付誓約も履行されなかったため、同様に滞納していた水道使用料も含めて一括支払いを求める支払督促を須崎簡易裁判所へ申し立てた。

その後、相手方から分割での納付を求める異議の申立てが行われたことにより、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条に基づき訴えがあったものとみなされたため、訴訟を提起したものの。

【訴えの内容】

相 手 方	四万十町 [REDACTED] [REDACTED]
訴 え の 要 旨	四万十町は、相手方に対し、次のとおり請求する。 (1) 学校給食費 171,180 円及び水道使用料 182,928 円の支払（合計 354,108 円） (2) 訴訟費用の支払
訴 訟 遂 行 の 方 針	(1) 税務課職員を訴訟代理人と定める。 (2) 上記の訴訟において一括納付を原則とするが、相手方より適当と認める分納条件が提示されれば和解もありえる。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 ～ 5 略

6 債権の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関し、1 件（各科目ごと）につき 100 万円未満のもの

民事訴訟法（抜粋）

（督促異議の申立てによる訴訟への移行）

第 395 条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

■報告第6号 令和4年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和3年度及び4年度予算において承認のあった一般会計継続費について、令和5年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、逡次繰越額及び財源内訳等を報告するものです。

【内容】

■文化的施設整備事業（継続費の設定期間：令和3年度～令和6年度）

令和4年度の継続費予算計上額（年割額）1,717万7千円及び前年度逡次繰越額8,710万6千円のうち、4,432万9千円を当該年度内に支出が終わらなかった経費として、翌年度に逡次繰越して使用するものです。

（「令和4年度四万十町一般会計継続費繰越計算書」のとおり）

令和4年度継続費予算計上額(年割額)	17,177,000円(①)
<u>前年度からの逡次繰越額</u>	<u>87,106,000円(②)</u>
令和4年度継続費予算現額計	104,283,000円(③=①+②)

<u>令和4年度支出済額</u>	<u>59,954,000円(④)</u>
差引残額（翌年度への逡次繰越額）	44,329,000円(⑤=③-④)

【根拠法令】

地方自治法施行令(抜粋)

(継続費)

第145条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがある場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

■報告第7号 令和4年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和4年度予算において承認のあった一般会計繰越明許費について、令和5年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、明許繰越額及び財源内訳等を報告するものです。

【内容】

主な事業として、令和4年度国の補正予算関連事業をはじめ、中間管理住宅整備事業や強い農業づくり総合支援事業、町道改良事業、災害復旧事業など、計35件・総額20億4,910万9千円の繰越額となっています。（「令和4年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額	うち国補正予算関連分
2. 総務費	2億8,789万8千円	1億2,058万9千円
3. 民生費	2,732万5千円	
4. 衛生費	800万円	800万円
6. 農林水産業費	8億77万4千円	1,100万円
8. 土木費	6億1,795万9千円	
9. 消防費	4,090万円	
10. 教育費	1,731万3千円	
11. 災害復旧費	2億4,894万円	
計	20億4,910万9千円	1億3,958万9千円

【根拠法令】

地方自治法施行令(抜粋)

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

■報告第8号 令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和4年度予算において承認のあった国民健康保険大正診療所特別会計繰越明許費について、令和5年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、明許繰越額及び財源内訳等を報告するものです。

【内容】

大正診療所施設改修事業として1件・1,715万9千円の繰越額となっています。
（「令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額
1. 総務費	1,715万9千円
計	1,715万9千円

【根拠法令】

報告第7号に同じ

■諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員伊賀修氏の任期が令和5年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町久保川 ■■■■■
氏 名	伊賀 修（いが おさむ）
生年月日	■■■■■（70歳）
推薦理由	伊賀氏は、昭和54年から平成26年3月までの35年間、公立学校で教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題を取り上げ、継続的に実践してこられました。 現在は、四万十町人権教育研究協議会十和支部長として人権の擁護に深く関わられており、これまでの経験を生かし人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）

■諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員芝たが氏の任期が令和5年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町下津井 ■■■■■
氏 名	芝 たが（しば たが）
生年月日	■■■■■ (65 歳)
推薦理由	芝氏は、昭和57年から平成22年3月までの28年間、公立学校で教職に携わり、在職中は人権の授業等における研修や教材研究等、学校教育全体の中で人権問題を取り上げて、継続的に実践してこられました。 令和2年4月から令和4年3月までは、四万十町教育研究所でスクールソーシャルワーカーとして勤務、現在は、窪川小学校で講師として活動されており、これまでの経験を生かして人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

【根拠法令】

諮問第1号に同じ

■議案第37号 三島キャンプ場整備工事（建築主体）請負契約の締結について

【要旨】

三島キャンプ場は平成元年に施設整備し 35 年が経過しており、老朽化の著しいトイレ・シャワー・炊事棟の改修を行うとともに、新たに交流機能等を有するビジターセンターを整備することとしています。

本議案は、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	令和 5 年度 三島キャンプ場整備工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 昭和 地内
契 約 金 額	94,600,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 8,600,000 円）
契約の相手方	四万十町昭和 661 番地 3 有限会社岡田建設 代表取締役 岡田 弘
工 期	議決日の翌日から令和 5 年 12 月 31 日まで
工 種	建築一式工事
事 業 量	新築建物：木造平屋建 一棟 延床面積 320.00 m ² 解体撤去建物：木造平屋建 三棟 延床面積 89.68 m ² 既存棟改修：ケビン棟ポーチ部分 屋外付帯工事：ケビン側階段及び斜路

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約） 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。
--

入 札 記 録				
工 事 名	令和５年度 三島キャンプ場整備工事(建築主体)			
工 事 番 号				
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）			
入 札 日 時	令和５年５月２５日 午前９時３０分			
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎３階 会議室３Ａ			
予 定 価 格 ①	95,953,000 円	最低制限価格	88,275,000 円	
落札決定金額 ②	94,600,000 円	落札率	②／①＝ 98.58%	
契 約 金 額	94,600,000 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額	8,600,000 円	
請 負 者 名	高岡郡四万十町昭和６６１－３ 有限会社 岡田建設			
契 約 保 証 金				
業 者 名	第 １ 回	第 ２ 回	第 ３ 回	備 考
(有)国沢組	95,040,000 円			
(株)田邊建設	無効			
(有)岡田建設	94,600,000 円	落		
(株)井原組	95,590,000 円			
芝工務店	95,205,000 円			
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。			

■議案第38号 窪川中学校トイレ改修工事（建築主体）請負契約の締結について

【要旨】

昭和46年に建築後、52年を経過した窪川中学校トイレの洋式化改修を行い、学校施設における安心・安全な教育環境の充実を図ることとしています。

本議案は、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	令和5年度 窪川中学校トイレ改修工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 香月が丘 地内
契 約 の 金 額	60,715,600 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,519,600 円）
契約の相手方	四万十町金上野 1266 番地 8 有限会社谷渕住設 代表取締役 谷渕 大輔
工 期	議決日の翌日から令和5年12月31日まで
工 種	建築一式工事
事 業 量	トイレ床改修 ビニル床シート張り 304.8 m ² トイレ天井改修 化粧石膏ボード張り（下地共） 304.8 m ² トイレブース改修 19 カ所

【根拠法令】

議案第37号に同じ

入 札 記 録				
工 事 名	令和５年度 窪川中学校トイレ改修工事（建築主体）			
工 事 番 号				
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）			
入 札 日 時	令和５年５月２５日 午前１０時００分			
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎３階 会議室３Ａ			
予 定 価 格 ①	65,857,000 円	最低制限価格	60,577,000 円	
落札決定金額 ②	60,715,600 円	落札率	②／①＝ 92.19%	
契 約 金 額	60,715,600 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額	5,519,600 円	
請 負 者 名	高岡郡四万十町金上野１２６６－８ 有限会社 谷渕住設			
契 約 保 証 金				
業 者 名	第 １ 回	第 ２ 回	第 ３ 回	備 考
(有)谷渕住設	60,715,600 円	(落)		
(株)田邊建設	失格			
(有)三浦建設	失格			
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。			

■議案第39号 令和5年度 窪川中学校トイレ改修工事（機械設備）請負契約の締結について

【要旨】

昭和46年に建築後、52年を経過した窪川中学校トイレの洋式化改修を行い、学校施設における安心・安全な教育環境の充実を図ることとしています。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	令和5年度 窪川中学校トイレ改修工事（機械設備）
工 事 場 所	四万十町 香月が丘 地内
契 約 の 金 額	64,900,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,900,000 円）
契約の相手方	四万十町榊山町4番10号 有限会社岩本商店 代表取締役 亀谷 泰史
工 期	議決日の翌日から令和5年12月31日まで
工 種	機械設備
事 業 量	衛生設備工事 一式 給水設備工事 一式 排水設備工事 一式 換気設備工事 一式 撤去工事 一式

【根拠法令】

議案第37号に同じ

入 札 記 録				
工 事 名	令和５年度 窪川中学校トイレ改修工事（機械設備）			
工 事 番 号				
入 札 区 分	指名競争入札			
入 札 日 時	令和５年５月２５日 午前１０時３０分			
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎３階 会議室３Ａ			
予 定 価 格 ①	65,527,000 円	最低制限価格	60,280,000 円	
落札決定金額 ②	64,900,000 円	落札率	②／①＝ 99.04%	
契 約 金 額	64,900,000 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額	5,900,000 円	
請 負 者 名	高岡郡四万十町榑山町４－１０ 有限会社 岩本商店			
契 約 保 証 金				
業 者 名	第 １ 回	第 ２ 回	第 ３ 回	備 考
(有)岩本商店	64,900,000 円	落		
(株)日化住宅機器	無効			
(有)横山水道設備	無効			
是信電設(株)	辞退			
岡山電気(株)	無効			
(株)芝電気工事店	辞退			
(有)武内商店	辞退			
日興電設(株)四万十町営業所	辞退			
(有)岡田建設	無効			
(有)土居電気工事	無効			
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。			

■議案第40号 消防ポンプ自動車の売買契約の締結について

【要旨】

高幡消防組合四万十消防団は、本部と18分団で組織され、火災・災害時の出動や訓練、火災予防運動などの活動を行っています。

各分団には、それぞれ消防車両を配備し、計画的に更新整備することとしており、本年においては、仁井田第1分団の消防ポンプ自動車が平成10年2月の初度登録から25年が経過するため更新を行います。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和5年度 四万十消防団 消防ポンプ自動車整備事業	
契 約 金 額	28,765,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,615,000 円)	
契約の相手方	高知市南川添1番28号 株式会社藤島 代表取締役 藤島 正守	
納 入 場 所	四万十町 古市町 地内	
購 入 備 品	車両本体	・ダブルキャブ 4WD ディーゼルエンジン CD-1型消防ポンプ自動車
	艀装	・インデューサ付高圧二段バランスタービンポンプ ・車載型デジタル簡易無線機 ・赤色警光灯、拡声器付電子サイレン ・各種資機材取付装置
	付属品及び 取付品	・ガンタイプノズル ・防火服、防火帽、ゴム長靴、安全帯 ・管鎗、消火栓開閉金具等消火用資機材 ・ポータブル発電機、ホースカー等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事 業 名	令和５年度 四万十消防団 消防ポンプ自動車整備事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和５年５月２日 午後２時００分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎３階 会議室３Ａ		
予 定 価 格①	29,216,000 円	最低制限価格	
落札決定金額②	28,765,000 円	落札率	②／①＝ 98.45%
契 約 金 額	28,765,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 2,615,000 円	
請 負 者 名	高知市南川添１－２８ (株)藤島		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 １ 回		備 考
(有)共栄防災設備	28,886,000 円		
(株)クロイワ	28,820,000 円		
高知消防システム(株)	28,922,300 円		
サンポウ防災(有)	辞退 円		
(有)四国消防機材	28,820,000 円		
(株)中村防災サービス	28,952,000 円		
(株)藤島	28,765,000 円	落	
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第41号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、新型コロナウイルス感染症について、本年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更されたことに伴い、人事院規則の一部を改正する規則が公布されたことを受けて、関係する四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

人事院規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例が廃止されたことから、新型コロナウイルス感染症に関する規定を改正するとともに、今後、同感染症の変異株が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に規定する新型インフルエンザ等に該当することとなった場合には、特定新型インフルエンザ等の対策業務に従事した職員に対し、感染症防疫作業手当を支給する特例を適用します。

【施行期日】

公布の日（令和5年5月8日から適用）

【新旧対照表】

別紙のとおり

【参考法令】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（第6条第2項第2号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る）をいう。

2～8 （略）

（政府対策本部の設置）

第15条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

2 （略）

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(委任) 第8条 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。 (感染症防疫作業手当の特例) 2 職員が、<u>特定新型コロナウイルスエンザ等 (新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 第2条第1号に規定する新型コロナウイルスエンザ等で、当該新型コロナウイルスエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの</u>をいう。以下同じ。) から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。 3 前項の感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円 (<u>特定新型コロナウイルスエンザ等</u>の感染者の身体に接触して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、4,000円) とする。	(委任) 第8条 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。 (感染症防疫作業手当の特例) 2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) である感染症</u>をいう。以下同じ。) から町民等の生命及び健康を保護するため緊急に行われる措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。 3 前項の感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円 (<u>新型コロナウイルス感染症</u>の感染者の身体に接触して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、4,000円) とする。

■議案第42号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）が令和5年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関係する四万十町税条例の一部を改正するものです。

【主な条例改正内容】

1. 軽自動車税

（1）軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し

軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものです。

令和4年度末は見直しの時期に当たりますが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くものです。

[令和3年4月1日～令和5年12月31日]

燃費性能等		税率
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車		非課税
ハイブリット車・ガソリン車	2030年度基準 75%達成～	
	2030年度基準 60%達成～	
上記以外又は2020年度基準未達成車		2%

※ガソリン車・ハイブリット車は、平成17年度排出ガス基準75%以上低減又は平成30年度排出ガス基準50%低減達成車

（2）特定小型原動機付自転車に係る車両区分創設に伴う所要の措置

「道路交通法の一部を改正する法律」（令和4年法律第32号）により、原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る税率を2,000円とし、令和5年度分以後の軽自動車税種別割に適用することとします。

[令和5年7月1日施行]

(3) 燃費・排ガス不正行為に係る再発防止策の強化

不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を35%に引き上げます。

[令和6年1月1日施行]

2. 個人住民税

森林環境税の導入に伴う改正

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が令和6年1月1日に施行されることに伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定します。

[令和6年1月1日施行]

【施行期日】

令和5年7月1日

（一部、令和6年1月1日、令和7年1月1日施行）

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 (略) 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該控除すること</u>ができなかつた金額のうち<u>法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額</u>により<u>当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u> 3 (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 略 <u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次の項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> <u>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給</u>	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 (略) 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し</u> <u>金に充当する</u>、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収 3 (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 略 <u>2 前項</u> <u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給</u>

改正後	改正前
与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>の又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 <u>4 第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。 <u>5</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるところをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 （個人の町民税の徴収の<u>方法等</u>） 第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により 徴収する。 2 （略） <u>3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u>	与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>の又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 <u>3 前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。 <u>4</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるところをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 （個人の町民税の徴収の<u>方法</u>） 第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって 徴収する。 2 （略）

改正後	改正前
(個人の町民税の納税通知書) 第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額、<u>個人の町民税額及び森林環境税額の合算額</u> (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。 (給与所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。 (1)・(2) (略) 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないときと認められる特別	(個人の町民税の納税通知書) 第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額及び<u>県民税額の合算額</u> (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。 (給与所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。 (1)・(2) (略) 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないときと認められる特別

改正後	改正前
の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申し出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 4 (略) 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間に異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。 6 特別徴収の方法により個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間に給与の支払を受けたいこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間に給与の支払を受けたいこととなった場合にはその者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限	の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申し出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 4 (略) 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間に異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。 6 特別徴収の方法により個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間に給与の支払を受けたいこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間に給与の支払を受けたいこととなった場合にはその者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限

改正後	改正前
り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができ）を特別徴収の方法により徴収する。 （給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ） 第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなること等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、それぞれその納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに普通徴収の方法により徴収するものとする。 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。 （公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収） 第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるもの	り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができ）を特別徴収の方法により徴収する。 （給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ） 第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなること等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、それぞれその納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに普通徴収の方法により徴収するものとする。 2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって 当該納税者の未納に係る徴収金に充 当する。 （公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収） 第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるもの

改正後	改正前
として次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。) <u>である場合には</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 <u>（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）</u>の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。 (1) (略) (2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないと認められる者 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。	として次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。) <u>である場合には</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 <u>の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</u> (1) (略) (2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないと認められる者 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

改正後	改正前
2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法により</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未収税額に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u> （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ <u>三輪以上</u>のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるものの年額 3,700円 （2）・（3）（略）	2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未収税額に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u> 者の未納に係る徴収金に<u>充当する</u> 当該特別徴収対象年金所得 者。 （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ <u>3輪以上</u>のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの</u> を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるものの年額 3,700円 （2）・（3）（略）

改正後	改正前
附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 (略) 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2 (略) 2・3 略 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 (略) 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

■議案第43号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、四万十町七里集会所について、四万十町集会所等条例から削除するものです。

【経緯】

七里集会所は、昭和57年2月に当時の窪川町農業協同組合松葉川支所2階部分に建築した集会所で、建築から40年が経過し、老朽化による雨漏りが1階部分まで達するなど衛生管理や安全性の問題もあり、施設全体の解体について地域住民や高知県農業協同組合四万十支所との協議を経て解体工事を実施しました。

このたび、令和5年3月に工事が完了したことから当該集会所を削除するものです。

【施設概要】

施設名	構造等	建築年月
四万十町七里集会所	R C 構造 211.37 m ²	昭和57年2月

【改正内容】

別表第1及び別表第2の規定から、四万十町七里集会所の規定を削除します。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

改正後	改正前
<u>4</u> 四万十町大正北ノ川多目的集会所 (略)	<u>5</u> 四万十町大正北ノ川多目的集会所 (略)
<u>5</u> 四万十町江師生活改善センター (略)	<u>6</u> 四万十町江師生活改善センター (略)
<u>6</u> 四万十町小野農業構造改善センター (略)	<u>7</u> 四万十町小野農業構造改善センター (略)
<u>7</u> 四万十町和東部地区交流センター (略)	<u>8</u> 四万十町和東部地区交流センター (略)
<u>8</u> 四万十町和川口集会所 (略)	<u>9</u> 四万十町和川口集会所 (略)
<u>9</u> 四万十町昭和基幹集落センター (略)	<u>10</u> 四万十町昭和基幹集落センター (略)
<u>10</u> その他の集会所 (略)	<u>11</u> その他の集会所 (略)

